## 市第 172 号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年2月10日提出

横浜市長 林 文子

## 横浜市条例(番号)

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第36号ウ、第37号ウ及び第38号ウ中「はっ酵乳等販売業」 を「発酵乳等販売業」に改める。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## 提案理由

魚介類行商等に関する条例の一部改正に伴い、関係規定の整備を 図るため、横浜市手数料条例の一部を改正する必要があるので提案 する。

## 参考

横浜市手数料条例(抜粋)

(上段 改正案 下段 現 行)

(手数料)

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(第1号から第35号まで省略)

(36) 魚介類行商等に関する条例(

昭和41年神奈川県条例第42号)

第3条第1項の規定に基づく許

可申請手数料(次号及び第38号

に規定するものを除く。)

ア 魚介類行商 同 4,900円

イ 魚介類加工業 同 6,500円

ウ <u>発酵乳等販売業</u> 同 4,900円 はっ酵乳等販売業

(37) 魚介類行商等に関する条例第

3条第1項の規定に基づく許可

の更新(現に受けている当該許

可の有効期間が5箇月を超える

場合に限る。)に係る許可申請

手 数 料

ア 魚 介 類 行 商 同 2.450 円

イ 魚介類加工業 同 3,250円

ウ 発酵乳等販売業 同 2,450円

はっ酵乳等販売業

(38) 魚介類行商等に関する条例第

3条第1項の規定に基づく5箇

月を超えない短期間に係る許可

申請手数料

ア 魚介類行商 同 2,450円

イ 魚介類加工業 同 3,250円

発酵乳等販売業同2,450 円

(第39号から第 163 号まで省略)